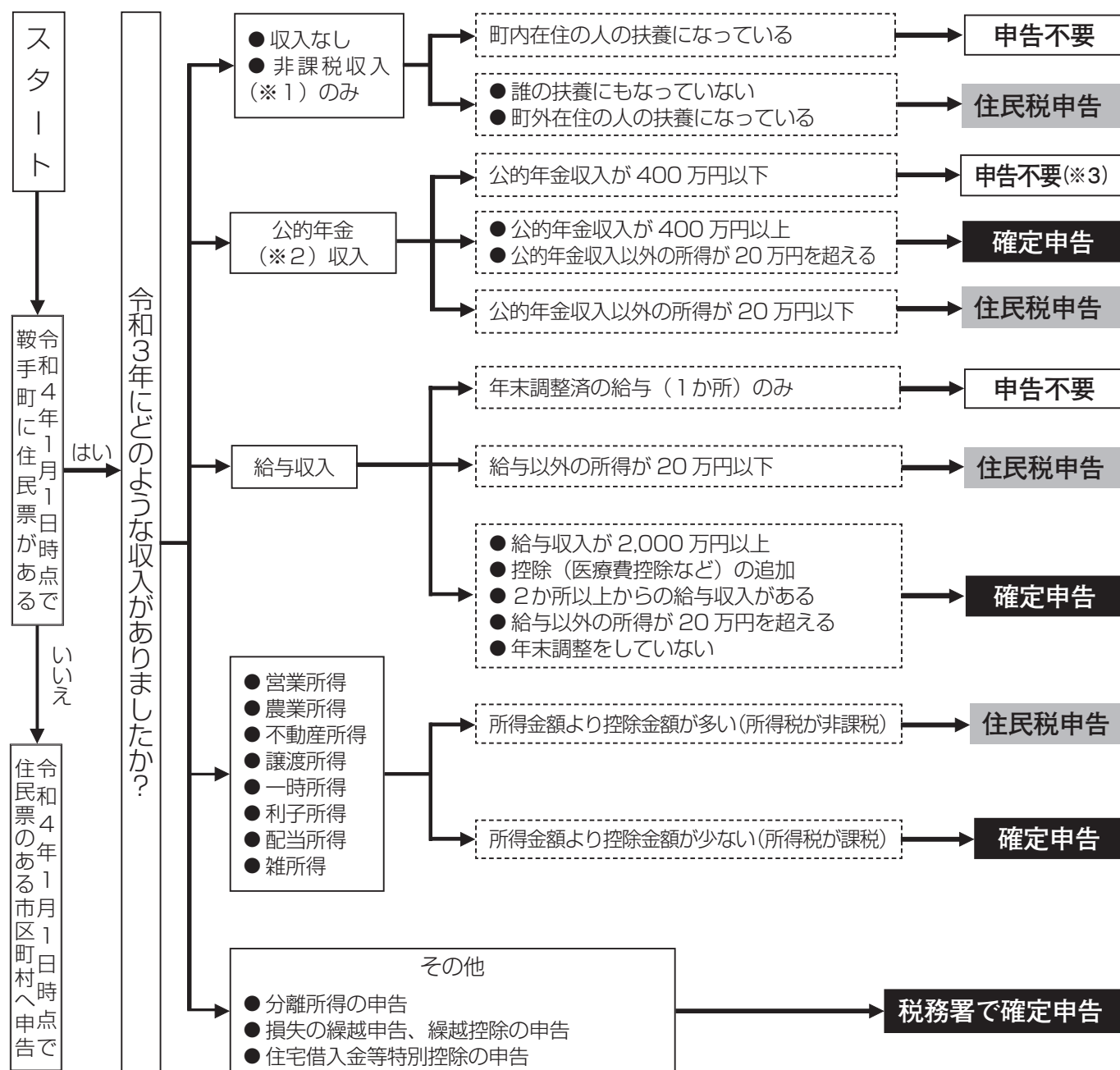


令和4年 税の申告

町県民税・国民健康保険税と所得税の申告の時期が近づいてきました。提出された申告書は、税金の算定や所得・課税証明書発行の基礎資料となりますので、期限内に申告をしましょう。

1. あなたは確定申告、住民税申告が必要・不要？

あなたは確定申告、住民税申告が必要ですか。下記のフローチャートで自身が申告が必要かどうかを判断できます。



※1 非課税収入とは、障害年金や遺族年金などのことです。

※2 公的年金とは、厚生年金や国民年金、共済年金などのことです。

※3 公的年金から所得税が源泉徴収されている場合は、扶養親族や医療費、生命保険料などの控除を申告することで、所得税が還付及び住民税が減額になる場合があります。

申告会場及び日程

中央公民館
(第一研修室)

受付時間
午前 9:00～11:30
午後 1:00～4:00

2月16日(水) ▶ 2月28日(月)

(※土・日・祝は除く)

総合福祉センター
(機能訓練室)

受付時間
午前 9:00～11:30
午後 1:00～4:00

3月1日(火) ▶ 15日(火)

(※土・日は除く)



マスク着用、入場時の検温及び手指消毒をお願いします。37.5℃以上の発熱がある場合は、入場をご遠慮いただきますようお願いいたします。

※混雑緩和のため、申告の際に令和4年度国民健康保険税及び寄附額の試算はできません。4月以降に役場へお問い合わせください。
※整理番号札を午前8時50分から配布します。開場後に申告内容を確認し、受付札と交換します。

2. 申告に必要なもの

必要書類は忘れずにお持ちください。揃っていないと受付できない場合があります。

① 本人確認書類

次の例に従って準備してください。

● 例1 マイナンバーカード

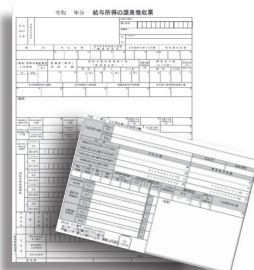


● 例2 通知カード + 身分証明書



② 令和3年中の所得が分かるもの

- 給与や年金の源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金や個人年金の支払証明書
- 営業、農業、不動産所得の収支内訳書など



③ 控除を証明するもの

- 社会保険料、国民年金保険料の納付額証明書
- 生命保険料、介護医療保険料、地震保険料等の支払証明書
- 医療費控除の明細書、医療費通知
- 障害者手帳、療育手帳
- 寄附金の領収書、証明書など



④ 還付申告に必要なもの

- 本人名義の通帳

3. 会場に行かずに確定申告!!「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、誰でも簡単に申告書や決算書などを作成することができます。なお、作成した申告書等はe-Taxで送信することができるほか、印刷して郵送等により提出が可能です。作成した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

■ 申告書等を作成して税務署に提出するまでの流れ

① 作成コーナーへアクセス

国税庁ホームページ (<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>) または右記 QR コードよりアクセスする。



② 申告書等作成開始

画面の案内に沿って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、誰でも簡単に申告書等が作成できます。

③ 税務署へ提出

- e-Tax で送信
- 直方税務署へ郵送
- 役場に提出 (申告期間中のみ)

■ スマートフォン専用ページで簡単に申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」では、スマホで所得税の確定申告書が作成できます。給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマホやタブレット専用の画面を利用できます。

■ 新型コロナウイルス感染症の感染予防にご協力ください

確定申告会場は、混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、自宅で行える「確定申告書作成コーナー」をぜひご利用ください。



4. 問い合わせ

■ 所得税や確定申告に関すること 直方税務署 ☎ 22-0880 まで

■ 住民税申告に関すること 役場税務住民課賦課係 ☎ 42-2111 まで